

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和2年度 1号清水立体八坂高架橋工事
工 事 概 要	工事延長 L=400m 鋼3径間連続ラーメン鋼床版箱桁橋 橋長L=184m 工場製作工 1式、鋼橋架設工 1式、鋼製橋脚工 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 勢田 昌功 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和2年5月12日
契 約 業 者 名	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
契 約 金 額	3,352,800,000円(税込み)
予 定 価 格	3,355,825,000円(税込み)
随意契約としたこととした理由	<p>本工事は、国道1号と主要地方道清水停車場線との交差点であり、交通量が多く、施工時の交通規制が一般交通へ与える影響が大きいことから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式「技術提案・交渉方式」を適用し、最も有効な技術提案を行った「JFEエンジニアリング(株)名古屋支店」を優先交渉権者として、発注者が別途発注した設計業務受注者と協力して当該設計業務を完成させるための技術協力業務を実施した。</p> <p>本工事は、この技術協力業務を反映した設計・施工計画に基づく工事を行うものであり、技術提案者である「JFEエンジニアリング(株)名古屋支店」が工事の実施が可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、JFEエンジニアリング(株)名古屋支店と随意契約を締結するものである。</p>
工 事 場 所	静岡市清水区八坂東二丁目～八坂西町
工 事 種 別	鋼橋工事
工 期 (自)	令和2年5月13日
工 期 (至)	令和4年9月30日
備 考	落札率99.9%

1号清水立体八坂高架橋工事にかかる技術協力業務 技術点評価結果(簡易公募型プロポーザル方式(拡大))

1. 件名

1号清水立体八坂高架橋工事にかかる技術協力業務

2. 所属事務所

静岡国道事務所

テーマ1 : 技術協力業務の実施に関する提案

テーマ2 : 支点剛構造における架設時応力・変位を考慮した施工管理の提案能力

テーマ3 : 国道1号の交通への影響を考慮した工法等の提案能力

テーマ4 : CIMを活用した施工計画に関する提案

番号	称号又は名称	技術提案書(特定テーマ)				合計	順位	特定
		テーマ①	テーマ②	テーマ③	テーマ④			
		10	20	20	10			
1	JFEエンジニアリング株式会社	10	14	20	10	54	1	○
2	株式会社横河ブリッジ	8	14	18	10	50	2	
3	エム・エムブリッジ株式会社	10	13	14	10	47	3	
4	日本ファブテック株式会社	8	14	14	10	46	4	
5	川田工業株式会社	8	14	14	10	46	4	
6	日本車輛製造株式会社	5	14	15	10	44	6	
7	株式会社IHIインフラシステム	10	13	8	10	41	7	

「1号清水立体八坂高架橋工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和2年6月22日

国土交通省 中部地方整備局

目 次

1. 工事概要
2. 経緯
3. 競争参加資格確認及び段階選抜（一次審査）
4. 技術提案審査（二次審査）
5. 技術協力業務
6. 価格等交渉
7. 契約相手の決定
8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 中部地方整備局

(2) 工事名

国道1号 清水立体八坂高架橋工事

(3) 工事場所

静岡市清水区八坂東二丁目～八坂西町

(4) 工事内容

本工事は、八坂高架橋において、鋼製橋脚及び鋼橋架設工事を行うものである。

1) 技術協力業務

・ 橋梁技術協力 1 式

2) 建設工事

・ 鋼橋上部工 1 式

・ 鋼製橋脚工 1 式

3) 履行期間

①技術協力業務

平成30年6月9日から平成31年3月29日まで

②建設工事

令和2年5月13日から令和4年9月30日まで

2. 経緯

(1) 本工事の特殊性

本工事は、国道1号清水立体八坂高架橋において鋼橋の架設工事を行うものである。

本橋梁は、日交通量7万台を超える国道1号静清バイパス（以下国道）及び国道と交差する主要地方道清水停車場線の交差点部に位置し、国道沿道には24時間営業の店舗も連続するなど、橋梁架設時における交通規制や、沿道への配慮も必要な現場条件となっている。

一方、構造条件としては、市道交差部における建築限界の関係上、橋脚に梁を設けることができず、支承の無い支点剛構造の鋼製橋脚で計画しているところである。

このことを踏まえ、実際の工事にあたっては、施工ヤード、交通規制条件・沿道条件を考慮した架設計画の他、本橋梁構造特有（支点剛構造）の施工管理を踏まえた橋梁設計が必要であることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工（ECI）タイプ）を採用することとした。

(2) 契約決定の流れ

契約手続きの流れは図-1のとおりである。

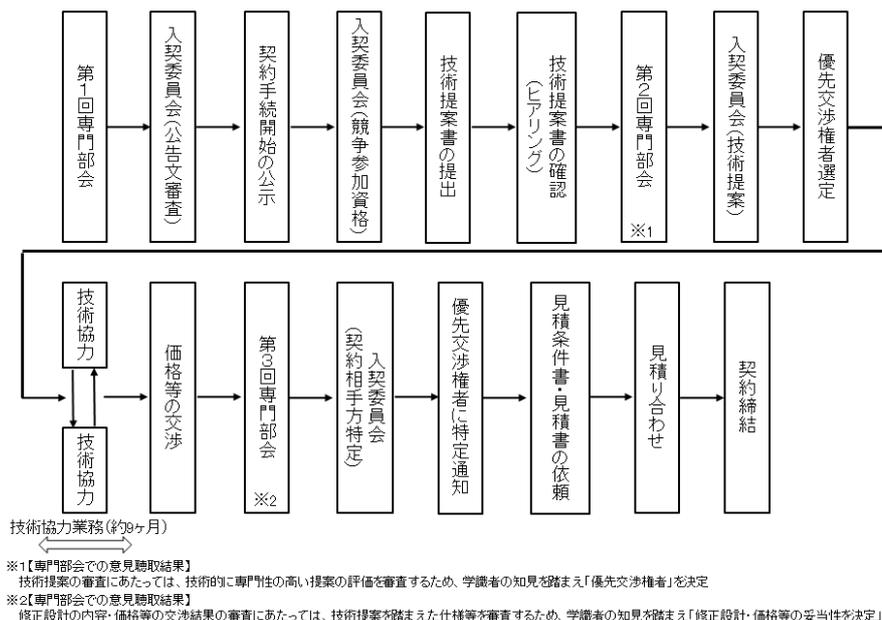


図-1 契約手続きの流れ

(3) 契約決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
H29年11月28日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回） （専門部会の設置説明含む）
H29年12月12日	技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会
H29年12月26日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
H30年1月19日	契約手続開始の公示
H30年1月22日～2月7日	申請書及び一次審査に関する資料の提出期間
H30年2月27日	入札・契約手続運営委員会 （技術提案提出要請者決定）
H30年2月28日	一次審査結果の通知、技術提案書の提出要請
H30年3月1日～4月5日	技術提案書の提出期間
H30年4月11日、12日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
H30年4月23日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回） （優先交渉権者決定）
H30年5月8日	入札・契約手続運営委員会 （技術提案提出要請者決定）
H30年5月10日	優先交渉権者決定通知
H30年6月8日	基本協定締結、技術協力業務委託契約
H30年7月10日	設計協力協定締結
R1年6月11日～6月20日	価格等交渉（1回～2回）
R1年7月1日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回） （設計業務・価格交渉内容の確認）
R2年4月14日	入札・契約手続運営委員会（契約相手方特定）
R2年4月16日	特定通知 見積条件書・見積書の依頼
R2年4月27日	見積合せ
R2年5月12日	工事請負契約締結

(4) 工事実施者の選定方法

契約の相手方の選定は、第一次審査として企業及び技術者の審査を行い技術提案の作成する者を選定し、第二次審査として技術提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位以下の交渉権者を決定する方法とした。優先交渉権者として選定した者に対しては、技術協力業務の実施後に価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、見積合わせを行い、予定価格を下回った場合には工事契約の相手方として決定することとする。

(5) 工事実施者の選定体制

技術提案書の審査・評価は、中部地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮った上で決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、学識経験者等で構成する「中部地方整備局総合評価委員会 1号八坂高架橋専門部会」（以下専門部会という）を設置した。専門部会は表—2 に示す学識経験者等7名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表—2 1号八坂高架橋専門部会

	氏名	所属
委員 (五十音順)	小畑 誠	名古屋工業大学 教授・副学長
	篠田 宗純 (隅藏 雄一郎)	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所長
	舘石 和雄	名古屋大学大学院 教授
	中村 俊一	東海大学 特任教授
	中平 浩文	国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術開発調整官
	山本 幸司	名古屋工業大学 名誉教授
	福田 光祐 (和賀 正光)	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路調査官

() は第2回までの委員〈異動等により交代〉

3. 競争参加資格確認及び段階選抜（一次審査）

（1）競争参加資格確認及び段階選抜（一次審査）の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものであり、段階選抜（一次審査）として技術提案を要請する者を選抜した。なお、資格要件は配置予定技術者の能力、企業の施工実績、事故及び不誠実な行為に対する評価である。

競争参加資格については表－3 とおりである。

表－3 競争参加資格

会計法令	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと																
有資格者名簿の登録	「鋼橋上部工事」の認定を受けていること [等級区分なし] 技術協力業務の契約締結日までに「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること																
同種工事の施工実績 （甲型JVは出資比率20%以上、乙型JVは分担工事分）	元請けとして、次の（ア）から（ウ）に掲げる要件をすべて満たす鋼橋の製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、（ア）から（ウ）の工事は、同一橋梁であること。 （ア）道路橋（A活荷重以上またはTL－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く。）の工事。 （イ）橋梁形式が下記形式の鋼橋であること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>橋梁形式</th> <th>適否</th> <th>橋梁形式</th> <th>適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純版桁橋</td> <td>×</td> <td>単純箱桁橋</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>連続版桁橋</td> <td>×</td> <td>連続箱桁橋</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鋼床版版桁橋(単純・連続)</td> <td>○</td> <td>鋼床版箱桁橋(単純・連続)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> （ウ）最大支間長が40m以上の工事。	橋梁形式	適否	橋梁形式	適否	単純版桁橋	×	単純箱桁橋	×	連続版桁橋	×	連続箱桁橋	○	鋼床版版桁橋(単純・連続)	○	鋼床版箱桁橋(単純・連続)	○
橋梁形式	適否	橋梁形式	適否														
単純版桁橋	×	単純箱桁橋	×														
連続版桁橋	×	連続箱桁橋	○														
鋼床版版桁橋(単純・連続)	○	鋼床版箱桁橋(単純・連続)	○														
設計(管理)技術者の保有資格	下記(a)から(e)のいずれかの資格を有する設計(管理)技術者を当該技術協力業務に配置できること。 (a)技術士(総合技術監理部門一建設、又は、建設部門) (b)博士(工学)(専門分野:橋梁または鋼構造に関する研究) (c)国土交通省登録技術者資格(施設分野:橋梁一業務:計画・調査・設計) (d)RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く) (e)土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)																
主任(監理)技術者の保有資格	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者の配置 ・1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するもの。「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。 ・1級建築施工管理技士の資格を有する者 ・1級建築士の資格を有する者 ・技術士(建設部門(「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設一鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)) ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者																
主任・監理技術者の施工実績 （甲型JVは出資比率20%以上、乙型JVは分担工事分）	同一の者が、「同種工事の施工実績」の項に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。																

(2) 審査結果

平成30年2月7日までに11者の応募があり、競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を有していることが確認できた。上位の10者について2月28日付けで一次審査結果を通知するとともに技術提案書の提出要請を通知した。

4. 技術提案審査（二次審査）

(1) 技術提案審査（二次審査）の概要

技術提案項目の設定にあたっては、本橋梁の構造条件、現場条件を踏まえ、第1回専門部会で下記の3提案項目と評価のポイントを確認した。

1) 技術協力業務に関する提案

技術協力業務の実施に関する提案

- ・本業務を遂行するにあたっての理解度
- ・業務実施手順の妥当性、実施体制の確保

2) 主たる事業課題に関する提案

支点剛構造における架設時応力・変位を考慮した施工管理の提案能力

- ・構造形式特有の架設時応力や変位を踏まえた施工管理方法
- ・設計時に考慮した架設時応力・変位を施工時に再現されていることを確認する方法

国道1号の交通への影響を考慮した工法等の提案能力

- ・国道1号の交通への影響を考慮した工法等の検討方針
- ・現場規制下での安全な架設方法

3) CIMを活用した施工に関する提案

CIMを活用した施工計画に関する提案

なお、2) 主たる事業課題に関する提案を「提案能力」としているのは、通常の総合評価落札方式と異なり「仕様の確定が困難」であることから、具体的な対応策が重要ではなく課題の提示とそれに対する対応策を論理的に示す能力が重要と考え、評価基準の記載についてもそのような表現としている。

技術提案項目と評価基準及び配点については表-4とおおりである。

表－４ 技術提案項目と評価基準及び配点

評価項目		評価基準		配点	
技術提案	技術提案業務に関する提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等の内容理解度について、以下の場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等に対して、適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての理解度が高い場合。	5点
			実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合	5点
	主たる事業課題に関する提案	支点剛結構造における架設時応力・変位を考慮した施工管理の提案能力	的確性	架設時の構造形式・施工条件を十分に踏まえた施工管理について、以下である場合に優位に評価する。 ・構造形式特有の架設時応力や変位を踏まえた施工管理に有効な提案がある場合 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	10点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点
		国道1号の交通への影響を考慮した工法等の提案能力	的確性	現道交通への影響について、以下である場合に優位に評価する。 ・現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を最小化する有効な提案がされている場合 ・現地条件等を踏まえ、現道規制下での安全な架設方法に関する具体的な提案がある場合 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	10点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点
	CIMを活用した施工に関する提案	CIMを活用した施工計画に関する提案	的確性	CIMを活用した施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 ・CIMを活用した施工計画について、理解度が高い場合 ・CIMを活用した施工計画を行う上で、留意点、着眼点等が論理的に整理されている場合	5点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合	5点

技術提案書の提出要請後、3者から都合により辞退する旨の連絡があり、技術提案書は7者から提出された。

7者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。

技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し、技術提案内容の確認を行った上で、上述の提案項目に関する提案内容の審査を行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（平成30年1月19日～3月26日）に、31問の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査の結果、提案者D（JFEエンジニアリング（株））は、ほぼ全ての技術提案項目において優れており、合計点で他者より優位であった。よって、公示文及び入札説明書の規定に基づき平成30年5月10日付で提案者D（JFEエンジニアリング（株））に優先交渉権者として通知した。

審査結果については表－5 とおりである。

表－5 審査結果

評価項目		配点	A	B	C	D	E	F	G	
技 術 提 案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	5	3	5	5	5	5	2	
		実施手順及び実施体制	5	5	5	5	5	3	3	3
	支点剛結構造における架設時応力・変位を考慮した施工管理の提案能力	的確性	10	6	6	6	6	6	6	6
		実現性	10	8	7	7	8	8	8	8
	国道1号の交通への影響を考慮した工法等の提案能力	的確性	10	6	7	6	10	10	6	7
		実現性	10	8	7	2	10	8	8	8
	CIMを活用した施工計画に関する提案	的確性	5	5	5	5	5	5	5	5
		実現性	5	5	5	5	5	5	5	5
合計		60	46	47	41	54	50	46	44	
順位		-	4	3	7	1	2	4	6	
優先交渉権者・交渉権者		-	交渉権者	交渉権者	交渉権者	優先交渉権者	交渉権者	交渉権者	交渉権者	

※1 得点は評価者3名による審査結果の平均とした。

5. 技術協力業務

「技術協力・施工タイプ」における技術協力業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と設計の調整及び協力関係等を記した基本協定書を締結し、技術協力業務の契約を締結した。技術協力業務の工期は、平成30年6月9日から平成31年3月29日まで（約10か月）とし、工期内で優先交渉権者の技術提案、あるいは専門部会による助言、発注者・設計者・優先交渉権者による合同会議で提案された追加技術提案を踏まえた修正設計、関係機関及び地元協議結果の設計に反映した、価格等交渉のための工事費の積算を行った。

技術協力業務を円滑に進めるためには、複数の関係者間での情報共有と協働体制の構築が重要となる。このため、優先交渉権者との契約締結後直ちに、発注者・設計者・優先交渉権者で合同現地確認を行い、現地条件と課題の共有を図った。さらに、技術協力業務を通して優先交渉権者が果たす役割については初回打合せ時に議論し、表－6のとおり発注者・設計者・優先交渉権者の役割

分担を議事録にて確認し、合意を図った。

表－6 設計の役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
優先交渉権者の技術提案	・技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示 ・有識者ヒアリング	・工事規模(価格)を踏まえた技術提案のスクリーニング ・評価した技術提案に関する技術情報(機能・性能、適用条件、コスト情報等)の提出	・技術提案のブラッシュアップ検討
設計の実施	・設計条件の提示 ・新技術活用検討 ・将来維持管理への配慮検討	・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案 ・施工計画の作成 ・コスト削減提案に対する施工の実現可能性の検討(実施を前提)	・技術提案の設計への反映 ・CIMモデル作成(施工時への活用を協議し作成) ・コスト削減提案 ・関係機関協議結果の設計への反映 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・優先交渉権者への見積依頼 ・見積りの検証(見積根拠の妥当性確認、積算基準との比較等) ・全体工事費の確認	・見積り・見積条件・根拠の作成 ・全体工事費の算定	・見積条件と設計の整合確認 ・見積り、全体工事費の把握
事業工程の検討	・全体事業工程の作成・管理	・発注者要求を踏まえた工事工程の検討(規制日数の縮減)	・工事契約を見据えた詳細設計の工程管理
関係機関協議	・関係機関との調整	・打合せ・協議への参加、必要資料作成	・打合せ・協議への参加、必要資料作成
専門部会	・専門部会資料の作成	・専門部会資料の作成補助	・専門部会資料の作成補助

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を平成30年6月8日に締結した。

(2) 経過

基本協定に基づき、2回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和1年6月11日

- ・工事費の積算条件及び歩掛根拠等を確認

【第2回】令和1年6月20日

- ・第1回価格等の協議結果を反映した見積内容を確認

(3) 価格の妥当性の検証

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積条件やヒアリング等により確認した。

- ①歩掛については、原則、標準歩掛かりを使用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ②設計単価（労務単価、資材価格、機械経費）については、原則、中部地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料については特別調査単価を使用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、追加特記仕様書に記載し契約に反映させる。

(5) 見積合せ

実施日時 令和2年4月27日

7. 契約相手の決定

- (1) 工事名 令和2年度 1号清水立体八坂高架橋工事
- (2) 契約者 J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店
支店長 霜 知宏
- (3) 工事場所 静岡市清水区八坂東二丁目～八坂西町
- (4) 工事請負契約締結日 令和2年5月12日
- (5) 契約金額 3,352,800,000-
- (6) 工期 令和2年5月13日～令和4年9月30日

8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回専門部会】

- 1) 開催日：平成29年11月28日（木）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案・交渉方式の適用の可否
 - ②技術提案範囲・事項・評価基準
 - ③交渉手続き

【第2回専門部会】

- 1) 開催日：平成30年4月23日（月）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案の評価について
 - ②価格等の交渉手順について

【第3回専門部会】

- 1) 開催日：令和1年7月1日（月）
- 2) 意見聴取事項
 - ①設計の進捗について
 - ②価格等の交渉について
 - ③公表内容について